

社会福祉法人改革に伴う 説明会資料 No1 《総合編》



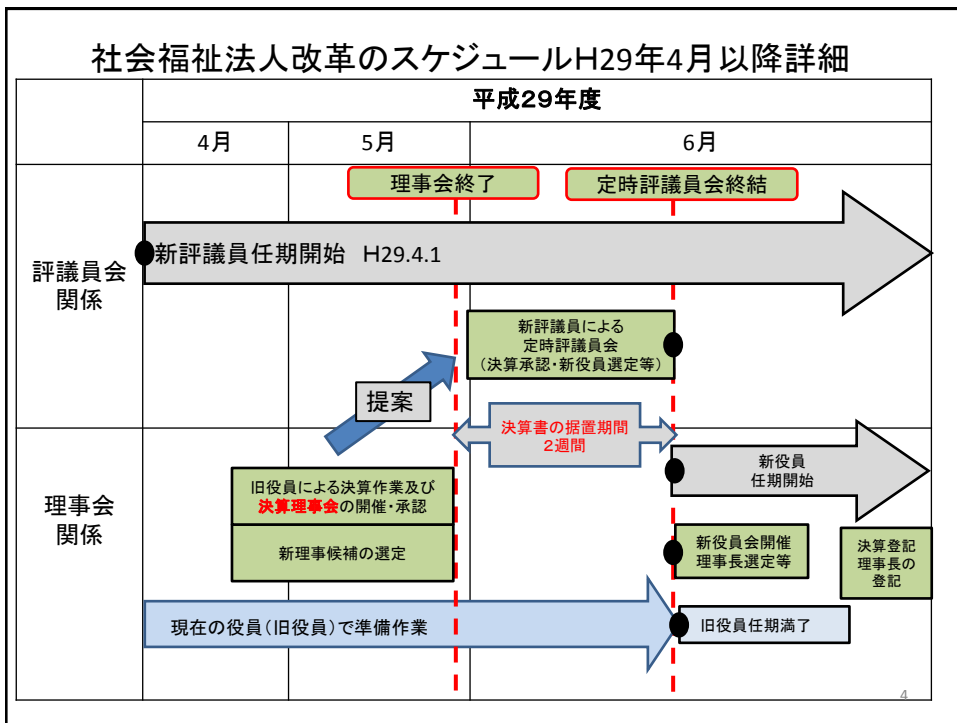
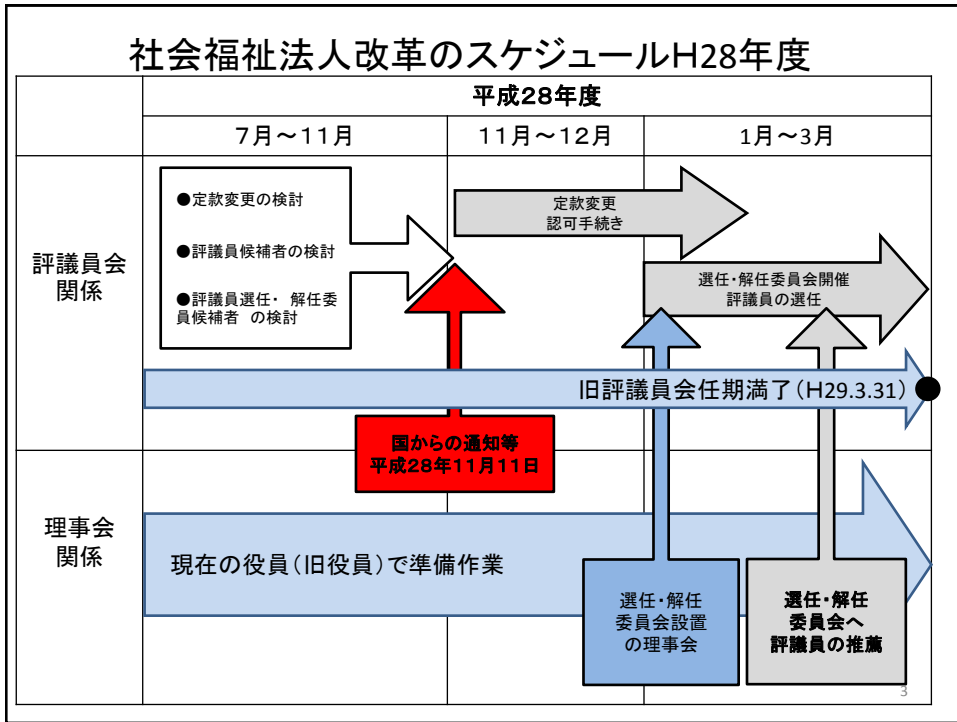
平成28年12月14日
旭川市福祉保険部指導監査課作成

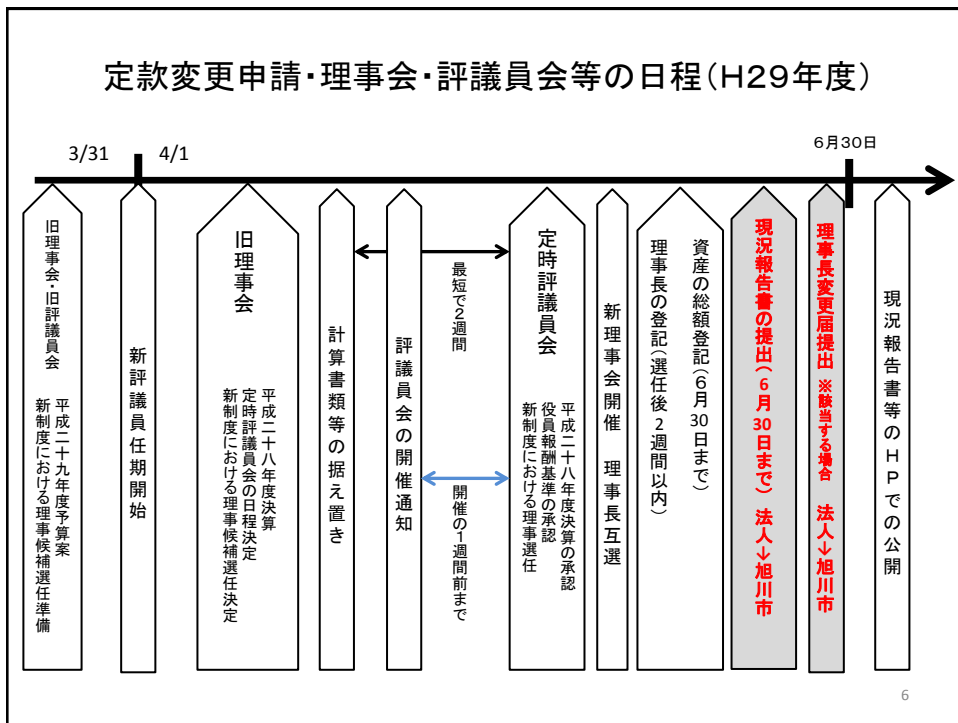
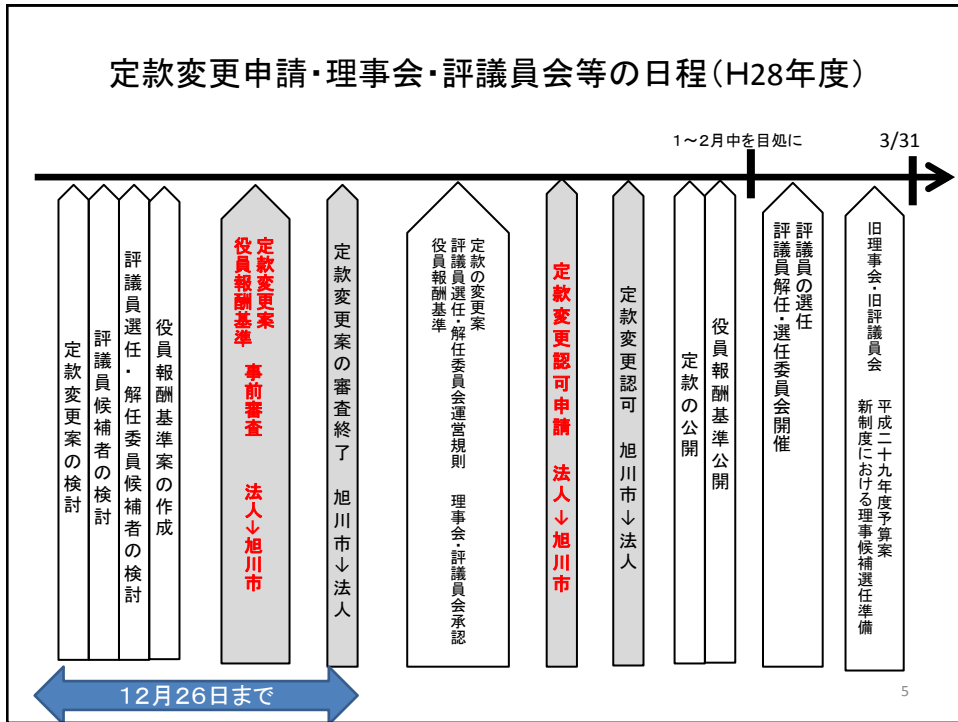
1

本日の説明会における略語

- 【改正法】 →改正後の社会福祉法
- 【社会福祉法審査基準】 →
「社会福祉法人の認可について」別紙1 社会福祉法人審査基準
- 【H28. 11. 11 改訂FAQ】 →
平成28年11月11日付「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQの改訂について
- 【H28. 8. 22 FAQ】 →
平成28年8月22日付社会福祉法人制度改革に関するFAQ
(社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議)
- 【H28. 11. 11 Q&A】 →
平成28年11月11日付「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」別紙社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に関するQ&A

2





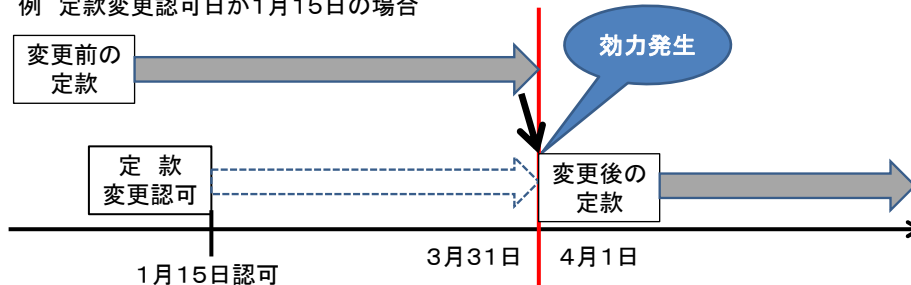
改正後の社会福祉法人組織

	評議員	理事	監事	評議員選任・解任委員
員数	理事の員数を超える数(改正法第40条第3項) ※小規模法人については平成29年4月1日から3年間、4名以上	6名以上(改正法44条第3項)	2名以上(改正法第44条第3項)	3名以上
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない(改正法第44条第4項) <ol style="list-style-type: none"> 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者 	<ul style="list-style-type: none"> 監事には、次に掲げる者が含まれなければならない(改正法第44条第5項) <ol style="list-style-type: none"> 社会福祉事業について識見を有する者 財務管理について識見を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員・理事は委員とされない 法人職員は委員とされる 外部委員が1名以上含まれなくてはならない。
選任・解任方法	<ul style="list-style-type: none"> 定款で定める方法による(改正法第39条) ※理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会の決議による(改正法第43条第1項、45条の4第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 評議員会の決議による(改正法第43条第1項、45条の4第1項) ※理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する(改正法第43条第3項で準用する一般法人法72条) 	<ul style="list-style-type: none"> 理事会での選任
任期	<ul style="list-style-type: none"> 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(改正法第41条第1項) ※定款で「4年」を「6年」まで伸長することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(改正法第45条) ※定款で、その任期を短縮することも可能 	<ul style="list-style-type: none"> 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(改正法第45条) ※定款で、その任期を短縮することも可能 	<ul style="list-style-type: none"> 常時設置が望ましい 任期を設けることが望ましい ※評議員の任期と合わせることを望ましい

7
※会計監査人は省略

定款変更について

例 定款変更認可日が1月15日の場合



改正法附則第7条

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に設立された社会福祉法人は、施行日まで、**必要な定款の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。**

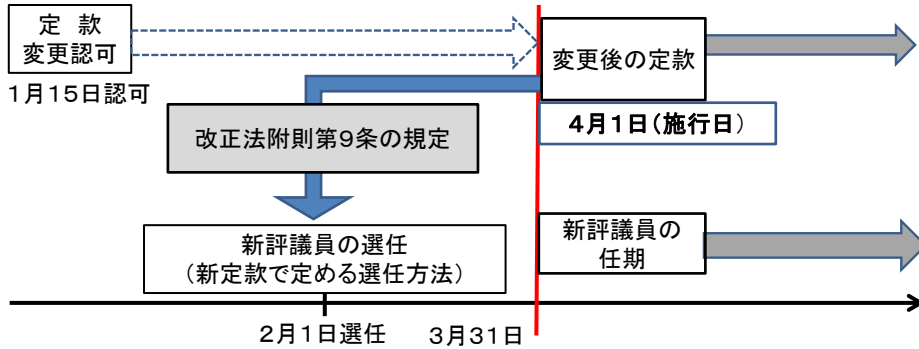
2 前項の認可があったときは、同項に規定する**定款の変更は、施行日において、その効力を生ずる。**

※ 改正法の規定に沿って変更した定款は、平成29年4月1日から適用され、平成28年3月31日までは、これまでどおりの定款(変更前の定款)が適用される。

8

新定款と評議員の選任について

例 2月1日に新定款に基づき評議員を選任する場合



改正法附則第9条

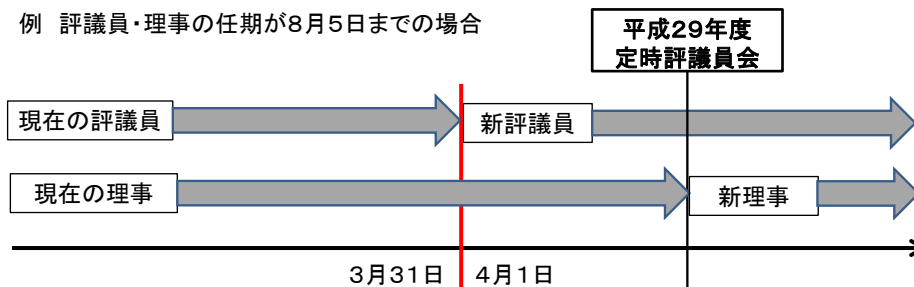
施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、**あらかじめ**、新社会福祉法第三十九条の規定の例により、**評議員を選任**しておかなければならない。

2 前項の規定による選任は、**施行日において、その効力を生ずる**。この場合において、新社会福祉法第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「選任後」とあるのは、「社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の施行の日以後」と、「を選任後」とあるのは「を同日以後」とする。

9

評議員・理事の任期について ①

例 評議員・理事の任期が8月5日までの場合



改正法附則 第14条

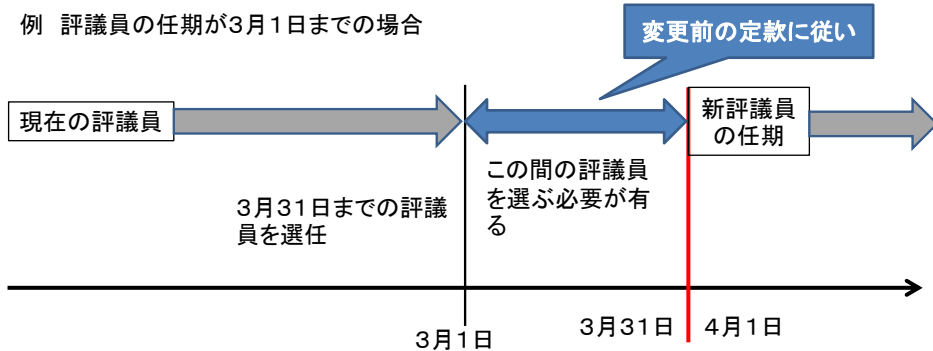
この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員は、新社会福祉法第45条の規定にかかわらず、**施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする**。

※上記により評議員は平成29年3月31日で、理事は定時評議員会で任期満了となるため、**評議員及び理事の辞任届等の徴取は必要ありません**
ただし、新定款により、理事の定数を減じる場合は、**退任される理事から辞任届の提出を受ける必要があります**。

10

評議員・理事の任期について ②

例 評議員の任期が3月1日までの場合



評議員の任期満了日が平成29年3月31日となるのは、平成29年3月31日時点で現に評議員である者に限られます。

例の場合、平成29年3月1日から平成29年3月31日までを任期とする評議員を別に選任する必要があります。(この評議員でH29年度予算等の審議を行います。)

※現行の定款に基づき選出されるため任期は2年で選出することになる。

11

評議員・理事の任期について ③

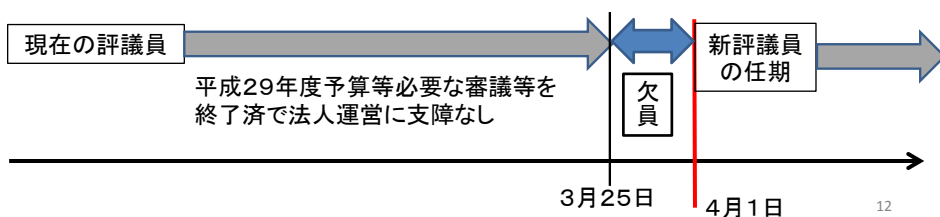
(H28.11.11改正FAQ 問44-4)

現評議員の任期が平成29年3月中旬で満了する場合、現行制度に基づき、評議員を選任(再任)しても、数日後の3月31日で任期満了となるが、任期満了までに次年度の予算等の評議員会における審議が終了していれば、現行制度に基づく評議員の選任までは行う必要はないと考えてよい。一方、現理事の任期が平成29年3月中旬で満了する場合はどうか。

(答)

1. 旧法に基づく評議員については、既に平成29年度の予算等の評議員が開催されているなど法人運営に支障がないのであれば、数日間、評議員が欠けることもやむを得ないと考えている。一方、理事については、平成29年4月1日時点で任期が有効な理事がいない場合には、同日以降、理事が欠けることになってしまうため、平成28年度中に選任(再任)しておく必要がある。

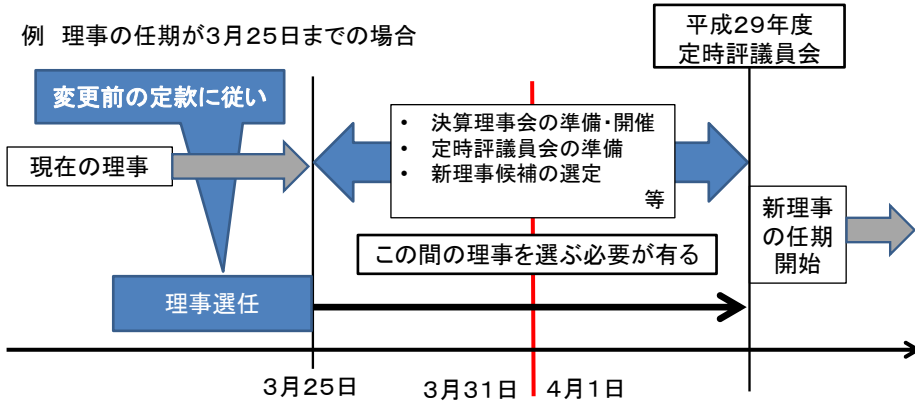
例 評議員の任期が3月25日までの場合



12

評議員・理事の任期について ④

例 理事の任期が3月25日までの場合



理事の任期満了日が平成29年度の定時評議員会となるのは、平成29年4月1日の時点で現に理事である者に限られます。(改正法附則第14条)

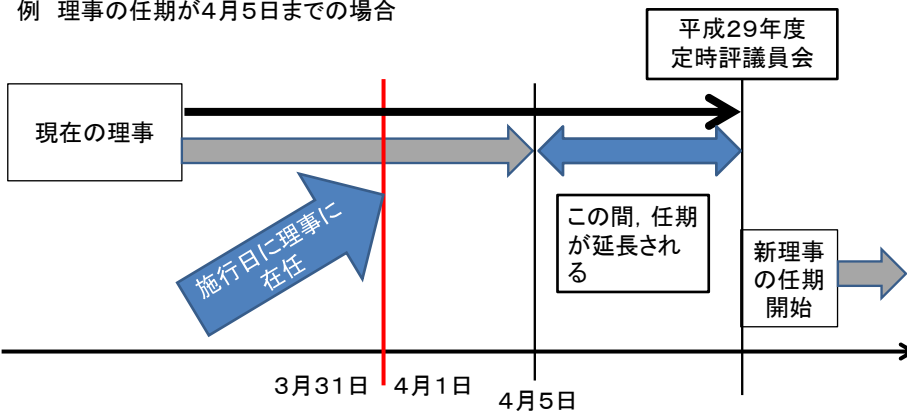
例の場合、平成29年3月25日から平成29年度の定時評議員会までを任期とする理事を別に選定する必要があります。

※現行の定款に基づき選出されるため任期は2年で選出することになる。

13

評議員・理事の任期について ⑤

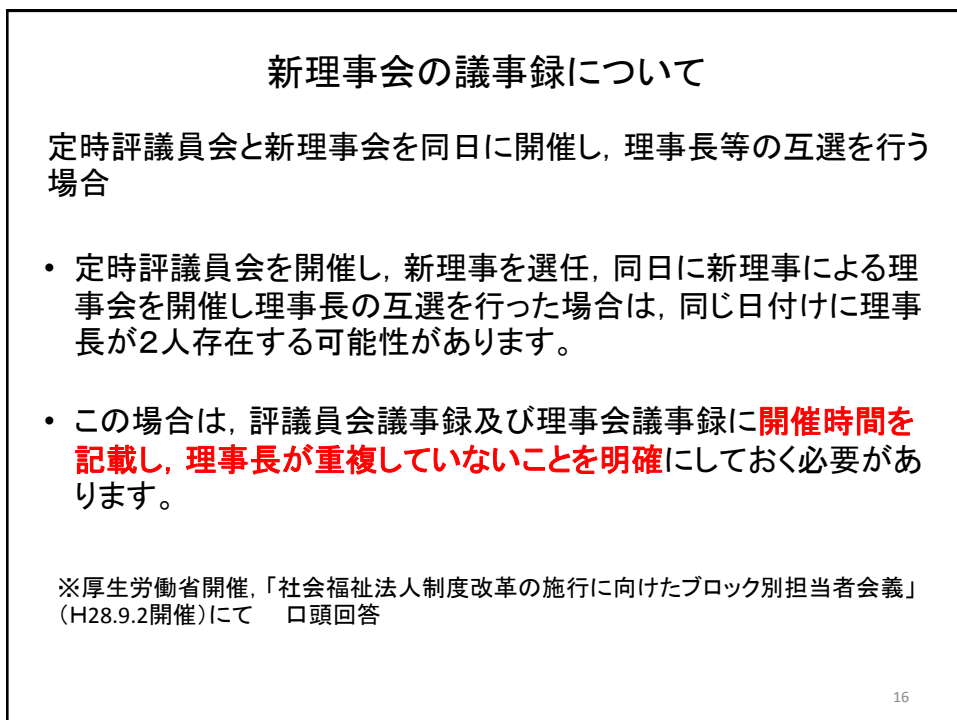
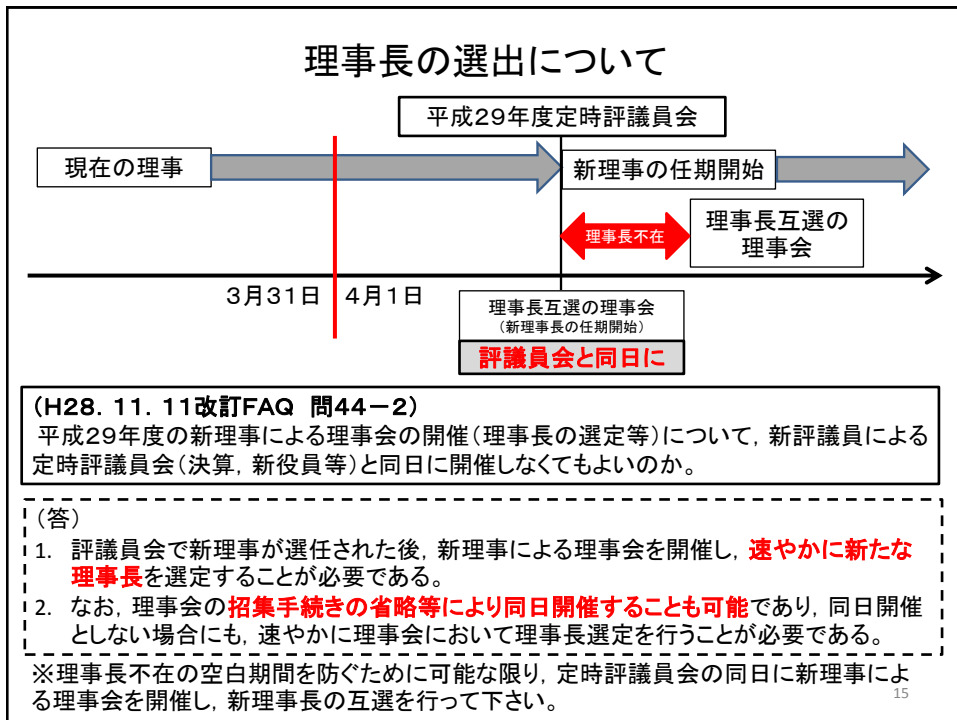
例 理事の任期が4月5日までの場合



改正法附則 第14条

この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員の任期は、新社会福祉法第45条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。

14



第1回目の定時評議員会の議案について

平成29年度に行われる改正後初めての定時評議員会の議案については、
①～⑤(⑤については該当の法人のみ)の議案の報告・審議・承認を行う必要がある。

- ① 事業報告(改正法第45条の30第2項) ← **報告案件**
- ② 計算書類等(決算書)(改正法第45条の30第2項)
- ③ 理事・監事の選任(改正法第45条の4第1項)
- ④ 役員報酬基準(改正法第43第1項)
- ⑤ 社会福祉充実残額・社会福祉充実計画(※対象となる場合)
(改正法第55条の2第7項)

承認案件

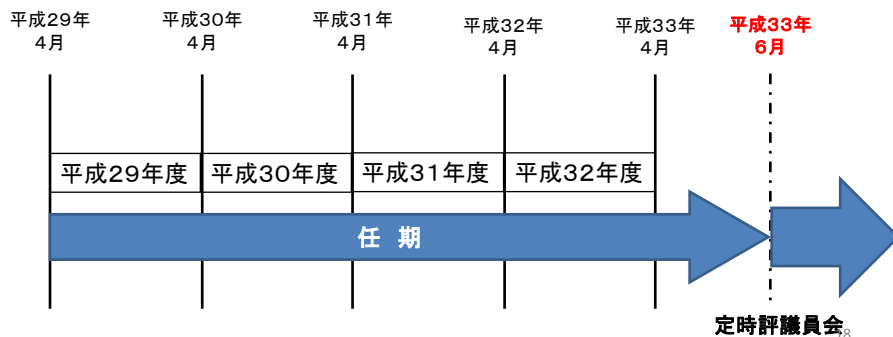
17

評議員の任期①

評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。

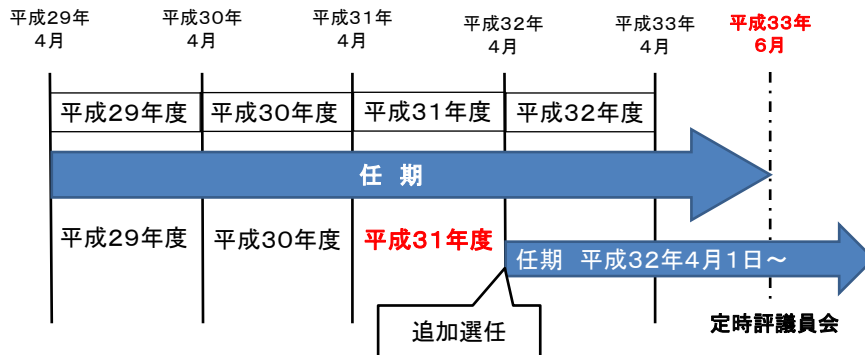
ただし、定款の定めにより、選任後「4年以内」を「6年以内」に伸長することが可能。
(改正法第41条)

平成29年4月に始まる評議員の任期 ※4年の場合



評議員の任期②

小規模特例法人の場合(改正法附則第10条により「4人以上」とした場合)
平成29年4月に始まる評議員の任期 ※4年の場合



- 小規模特例から本則に戻す場合は、平成31年度終了までに、**追加選任手続き**が必要(定款例第5条に関する附則を整備する必要有)

19

評議員の任期③

小規模特例法人の場合(改正法附則第10条により「4人以上」とした場合)

- 平成29年4月から任期開始の4人と平成32年4月から任期開始の3人の任期について

区分	H29.4	H30.4	H31.4	H32.4	H33.4	H34.4	H35.4	H36.4	H37.4	H38.4	H39.4	H40.4	H41.4	H42.4	H43.4	H44.4	H45.4
H29.4.1に就任した4人の評議員	任期①				任期②				任期③				任期④				
H32.4.1に就任した3人の評議員				任期Ⅰ				任期Ⅱ				任期Ⅲ				任期Ⅳ	
			選任	改選				改選	改選			改選	改選			改選	改選

20

参考 社会福祉法人の役員等の任期

区分	H29.4	H30.4	H31.4	H32.4	H33.4	H34.4	H35.4	H36.4	H37.4	H38.4	H39.4	H40.4	H41.4	H42.4	H43.4	H44.4	H45.4
理事・監事																	
評議員任期 4年の場合																	
評議員任期 6年の場合																	
経過措置で H29.4.1に就任した 4人の評議員																	
経過措置で H32.4.1に就任した 3人の評議員																	

21

社会福祉法人の役員、評議員の報酬について

改正社会福祉法施行により、すべての社会福祉法人において「役員報酬基準」の策定と公表が必要となる。役員報酬を支給しない法人についても、「報酬支給なし」の旨を定める必要がある。

○報酬に関する規定

- 評議員 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。
(改正法第45条の8第4項)
※無報酬の場合は、その旨を定めること(定款例第8条)。
- 理事 報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。(改正法第45条の16第4項)
- 監事 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。
監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は評議員会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。
監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べるができる。(改正法第45条の18第3項)

22

役員の報酬額

役員(理事・監事)の報酬額については、定款でその額を定めていないときには、評議員会の議決によって定めることとなります。

(改正法45条の16第4項において準用する一般法人法第89条)

- ・ 報酬額とは、1回〇〇〇〇〇円を示すのではなく、役員に支払われる報酬額の全てを指します。

評議員会の議決

- ・ 定例評議員会で毎年度議決を得る
- ・ 「役員報酬基準等」に総額を記載し、評議員会で議決を得る

○例として、

理事会に出席するごとに、10,000円を支給するという基準を定めている場合は、その年度に支給を予定している額(10,000円×人数×開催回数=支給総額)の承認を得る。

23

報酬について (国のFAQより)

- ① 交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称(「車代」等)にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。
(H28.11.11改訂 FAQ問45)
- ② (問) 報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないのか。
(答)
報酬等の支給基準の策定は、報酬等の支給を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題ない。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めることになる。なお、定款で無報酬と定めた場合、又は、常勤役員等に対して「支給することができる」と規定しつつ、当面の間は役員報酬を支給する予定がない場合においても、支給基準は策定し、無報酬である旨を定める必要がある。
(H28.11.11改訂 FAQ問46)

24

報酬について (国のFAQより)

- ③ 職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。(H28.11.11 改訂FAQ 問47)

※上記例の場合は、あくまでも対象が1名の場合のみ

FAQ 問45及び問46から

- 交通費の実費以外に、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象となる
- 役員報酬支給を行う考えのない法人も、その旨の基準を設ける必要がある

定款に記載する必要があることから、制度改正に係る定款変更認可申請時までに「役員等報酬基準」を策定する必要がある。

※最終的に役員等報酬基準が確定されるのは、平成29年度定時評議員会の議決による

25

会計監査人について

会計監査人の設置及び内部管理体制の整備が義務付けられる社会福祉法人は、前年度決算において**収益30億円又は負債60億円**を超える法人となる。

(改正施行令第13条の3)

収益→法人単位事業活動計算書のサービス活動収益計の項目に計上した額

負債→法人単位貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額

今後は、段階的に制度導入する予定

平成29, 30年度 収益30億円又は負債60億円

平成31, 32年度 収益20億円又は負債40億円

平成33年度以降 収益10億円又は負債20億円

※実施の結果見直しもあり得る。

26

会計監査人を置かない法人について

会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人を活用することが望ましい。

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について
別紙1 社会福祉法人審査基準 第3の6の(1)より

27

事業運営の透明性の向上

① 「事業の透明性の向上」の目的

社会福祉法人は高い「公益性」を備えた法人として、事業運営の状況を広く地域住民や国民へ公開し、説明責任を果たす必要がある。

「事業運営の透明性の向上」では、閲覧・備置き、公表すべき書類等を整理するほか、閲覧請求者を利害関係人から国民一般に拡大するなど、社会福祉法人に対して、これまで以上に**積極的な情報の公開**が必要。

② 情報公開の範囲

定款
計算書類等
財産目録等

※情報公開の時期(改正法附則第2条)

情報の公開に関する規定は、役員報酬関係の規定を除き、**平成28年4月1日**から施行

ホームページを開設していない法人は速やかに開設し、情報公開を行って下さい。

28

定款

- ① 備置き(改正法第34条の2第1項)
主たる事務所及び従たる事務所に備置く必要がある。
- ② 閲覧等の請求(改正法第34条の2第2項及び第3項)
評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも閲覧、謄本・抄本の交付を請求することができる。
また、評議員・債権者を除く何人も、社会福祉法人の業務時間内はいつでも閲覧を請求できる。
- ③ 公表(改正法第59条の2第1項第3号)
定款は、定款の変更認可申請・届出をした場合にはその都度、厚生労働省令で定める方法(=インターネットを利用しホームページ等で)により公表する必要がある。

29

計算書類

計算書類等とは(改正法第45条の27第2項),

- ① 計算書類
 1. 貸借対照表
 2. 収支計算書
 3. 事業活動計算書
- ② 事業報告書
- ③ 計算書類及び事業報告の付属明細書
- ④ 監査報告書(監事等が作成)

30

計算書類公開方法

①備置き(改正法45条の32第1項及び第2項)

計算書類等は、定時評議員会の2週間前の日から5年間その主たる事務所に、従たる事務所については、その写しを定時評議員会の日の2週間前の日から3年間、それぞれ据え置く必要がある。

ただし、計算書類等を電磁的記録で作成し、閲覧請求や交付請求に応じることができる厚生労働省令で定める措置をとっている場合は、従たる事務所に備え置かなくて構わない。

②閲覧等の請求(改正法第45条の32第3項)

評議員・債権者は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも計算書類等の閲覧、謄・抄本の交付を請求することができる。

また、評議員・債権者を除く何人も、社会福祉法人の業務時間内はいつでも閲覧を請求できる。

③公表(改正法第59条の2第1項第3号)

計算書類等のうち、厚生労働省令で定める書類については、インターネットを利用してホームページ等で公表する必要がある。

31

財産目録等

財産目録等とは(改正法第45条の34) ,

- ①財産目録
- ②役員等名簿
- ③役員報酬等支払基準
- ④現況報告書

32

財産目録等公開方法

- ① 備置き(改正法第45条の34第1項)
毎会計年度修了後3ヶ月以内に(新設法人においては、成立した日以降遅滞なく)、財産目録等を作成し、作成から5年間その主たる事務所に、従たる事務所については、その写しを3年間、それぞれ備え置く必要がある。
- ② 閲覧等の請求(改正法第45条の34第3項)
何人も、社会福祉法人の業務時間内はいつでも財産目録等の閲覧を請求できる。また、当該社会福祉法人の評議員以外の者から閲覧の請求がある場合には、「役員等名簿」に記載の「個人の住所」を除外して閲覧させることができる。ただし、計算書類等を電磁的記録で作成し、閲覧請求や交付請求に応じることができる厚生労働省令で定める措置をとっている場合は、従たる事務所に備え置かなくても構わない。
- ③ 公表(改正法第59条の2第1項第2号及び第3号)
財産目録等のうち、厚生労働省令で定める書類については、インターネットを利用してホームページ等で公表する必要がある。ただし、「報酬等の支給の基準を記載した書類」については、支給基準の変更について評議員会の承認を受けるごとに、インターネットを利用してホームページ等で公表する必要がある。

33

据え置き・閲覧・公開等

種 類	据え置き・閲覧	インターネットを利用した公表
事業報告書	○	
財産目録	○	
貸借対照表	○	●
収支計算書(事業活動計算書・資金収支計算書)	○	●
監事の意見を記載した書類	○	
現況報告書 ※役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引状況を含む)	○	●
役員区分ごとの報酬総額	○	○
定款	○	○
役員報酬基準	○	○
事業計画書	○	

※「役員区分ごとの報酬総額」及び「役員報酬基準」は平成29年度より据え置き・閲覧・公表

● 既に公開を行っている事項

34

注意！

定款の公表について

定款の認可を受けたとき、もしくは定款の変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったときは、その都度、変更後の定款を公表する必要があります。

(年1回の更新ではありません)

35

社会福祉法人の財務諸表等開示システムについて

改正社会福祉法において、厚生労働大臣が社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民にインターネット等通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を実施するよう定められたことによる。
(改正法第59条の2第5項及び第6項)

パソコン環境の整備

- OSはWindows7以降のバージョン
- Officeは2007以降のバージョン
- インターネットエクスプローラーはIE11以降のバージョン

が推奨される。

各法人において環境の確認及び整備をお願いします。

36

システムの取扱い等について

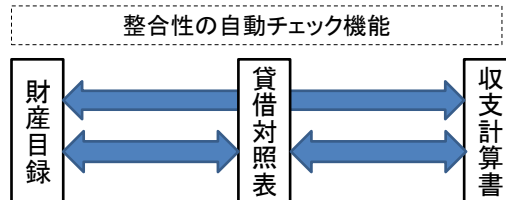
別途、担当者説明会(実際にシステムを操作する職員(事務員等)を対象)を開催し、説明を行う予定(1月19日(木)午後を予定)。詳細はその際に説明。

概略

○社会福祉法人における運営の透明性の確保と事務負担軽減

全国の法人の運営の透明性を確保すること等を目的に、法人の運営状況及び財務状況に係る情報について、一覧性・検索性を持たせたシステムを構築し、国民に情報提供できる体制を整備。

○所轄庁へ届出を行う現況報告書、財務諸表(資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表)、附属明細書(一部)、財産目録等の様式作成を支援するシステムを構築することで届出の電子化を推進するとともに、**自動チェック機能**の付与による記載ミスの減等により、法人の事務負担を軽減。



37

地域における公益的な取組を実施する責務

1. 責務の目的(改正法第24条)

社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、他の経営主体では対応困難な福祉サービスの供給を含め、地域におけるさまざまな福祉ニーズを充足するための取組みに積極的に取り組んでいくことを本旨とする存在。

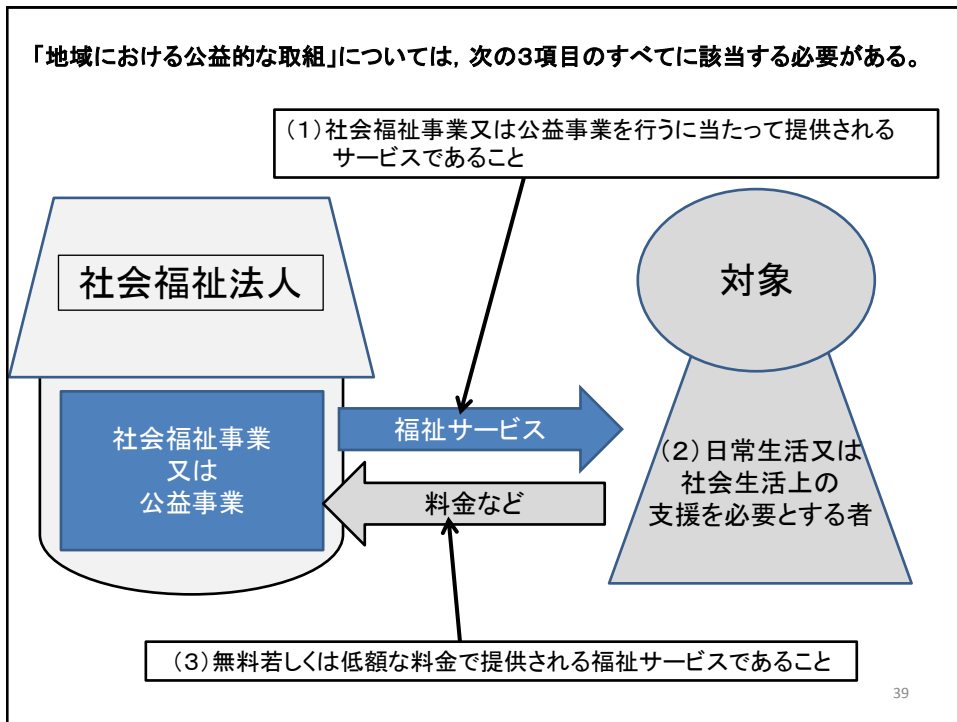
社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、社会福祉法人の果たすべき役割がますます重要になっていることを踏まえ、こうした社会福祉法人の本旨を社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっての責務として明確に規定された。

(任意的記載事項ではあるが、法に定められた責務であるため、定款に起算することが望ましい。)

※定款例より
(経営の原則等)
第3条

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

38



社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

(社援基発06001第1号 平成28年6月1日付より)

地域における公益的な取組の要件

「地域における公益的な取組」は、以下の①～③の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること
- ③ 無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること

詳細については、社援基発06001第1号の通知を確認して下さい。

(旭川市のホームページに掲載済)

確認！

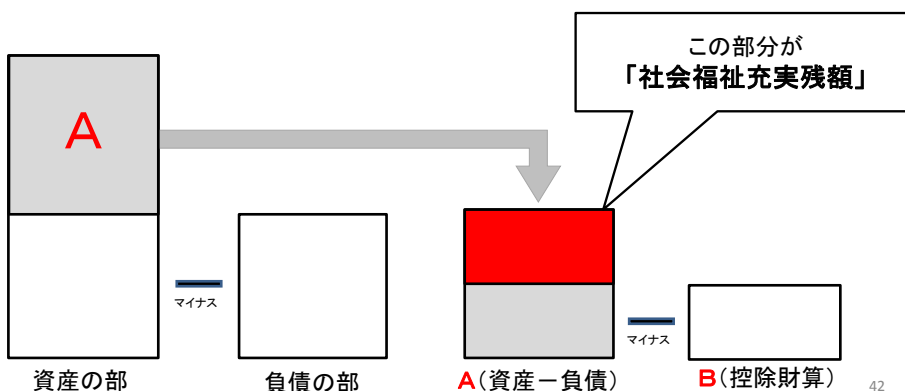
- 「地域における公益的な取組(改正法第24条第2項)」は、全ての法人の責務として規定したもの。
- 「地域公益事業(改正法第55条の2)」は、社会福祉充実残額を保有している法人が、その財産を活用する社会福祉充実計画に位置付ける事業の一つ。

41

社会福祉充実残額について

1. 余裕財産の範囲(法第55条の2第1項)

前会計年度に係る貸借対照表の「資産の部」から「負債の部」を差し引いた額(A)が、事業を継続するために必要な財産額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額(B 控除財産)を超えるとき、その超えた部分が改正法では「社会福祉充実残額」となっている。



(2)事業を継続するために必要な財産額(控除財産額)(改正法第55条の2第1項第2号)

事業の継続の必要財産額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額((B)=控除財産は), 次の財産の控除が予定されている。

- ① 社会福祉事業に活用している不動産など
- ② 施設の建替・修繕等に要する費用など
- ③ 法人の経営に必要な運転資金など

※

- ① 先に説明した、「社会福祉法人の財務諸表等開示システム」には、計算支援ツールが組み込まれる予定になっており、システムに正しく入力を行えば、自動的に「社会福祉充実残高」を算定してくれる。
- ② 財産目録の様式が平成28年度決算より控除財産算定のために変更になる。

43

控除対象財産の算定関係
(国のFAQより)

- ① 社会福祉充実残額の算定は法人全体で合算の上, 算出。
(H28.8.22 FAQ 問21)
- ② 補助金の支給水準は長期的には変動し得るものと考えられるが, これと相関関係にある一般的な自己資金比率については, 毎年度見直すことにより, 直近の補助金の支給水準を反映していく。(H28.8.22 FAQ 問22)
- ③ 社会福祉充実残額の算定ルールに関する基本的な方針については, 10月頃を目途に通知等で示す。なお, 具体的な建設単価等上昇率や自己資金比率等の値については, 別途行っている調査研究事業の成果等を踏まえ, 12月頃を目途に通知等で示す予定。(H28.8.22 FAQ 問23)
- ④ 各種積立金については, 法人の裁量により設置が認められているが, 人件費積立金や修繕積立金を始め, 例えば「緊急対策積立金」や「経営改善積立金」, 「その他積立金」など, 必ずしも使途・目的が明確ではない, 多種多様なものが存在しているなか, 控除対象財産については, 各法人にとって公平なルールの下, 定量的に算定可能な仕組みとすることが必要であるため, 法人の裁量性が高い積立金(積立資産)については, 事業継続に必要な最低限の財産には馴染まない。
しかし法人が積立金を計上することを妨げるものではない。

44

人件費積立金・修繕積立金等については、「再生産に必要な財産」や「必要な運転資金」の中で控除対象となる場合があり得る。(H28.8.22 FAQ 問24)

- ⑤ 法人が保有する基金・積立金であって、特定の用途・目的が定められている基金・積立金であることのみをもって控除対象財産とはならない。
寄付や補助金等により造成された基金・積立金については、寄付者の意向や補助要綱など、法人以外の者により用途・目的が特定されているものであることから、控除対象財産とする予定 (H28.8.22 FAQ 問25)
- ⑥ 人材確保のための経費は、社会福祉充実計画に基づき、社会福祉充実残額を充てることが可能 (H28.8.22 FAQ 問26)
- ⑦ 社会福祉充実残額については会計基準による会計処理とは別の概念であることから、必ずしも積立金として計上する必要はない。(H28.8.22 FAQ 問27)
- ⑧ 社会福祉充実残額が少額である場合は今後検討する。
(H28.8.22 FAQ 問28)
- ⑨ 社会福祉充実残額を計算した結果は、現況報告書にその旨報告される。その計算過程等を記録・保存については、今後検討する。(H28.8.22 FAQ 問29)

45

- ⑩ (独)福祉医療機構に構築することとしている「社会福祉法人財務諸表等開示システム」において、計算支援ツールを組み込む予定。
(H28.8.22 FAQ 問30)

46

福祉サービスへの再投下

1. 社会福祉充実計画の作成(改正法第55条の2第11項)

社会福祉充実残額がある社会福祉法人は、社会福祉充実計画を作成し、社会福祉事業等へ再投下する必要がある。

- ① 社会福祉充実計画の検討(改正法第55条の2第4項)
社会福祉法人は、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、社会福祉充実計画を作成します。

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 第1順位 | 社会福祉事業(注1参照)又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業) |
| 第2順位 | 地域公益事業(注2参照) |
| 第3順位 | 公益事業(第1順位と第2順位以外のもの) |

注1

○改正法第2条第2項に定める第1種社会福祉事業及び同条第3項に定める第2種社会福祉事業

具体的には、

- 職員の処遇改善を含む人材への投資
- サービスの質の向上につながる建物・設備の充実
- 地域のニーズに対応した新たなサービスの展開 など

注2

地域公益事業(日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対して、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業)

- ②意見の聴取(改正法第55条の2第5項, 第6項)

社会福祉充実計画の作成の際、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴取する必要がある。

また、第2順位の「地域公益事業」を行う社会福祉充実計画を作成する場合には、旭川市が設置する予定の「旭川市社会福祉審議会の専門部会(現時点では名称等は未定)」から意見を聴取することが必要。

注意 この場合の専門的な知識経験を有する者としては、公認会計士、税理士等が想定されるが、**会計監査人を置かない法人**においても、社会福祉充実計画の作成を行う法人はこの専門的な知識経験を有する者からの意見の徴収が必要。

- ③評議員の承認(改正法第55条の2第7項)

社会福祉充実計画は、評議員会の承認が必要。

④旭川市の承認(改正法第55条の2第9項)

②, ③の後, 旭川市の承認が必要。

⑤計画の変更(改正法第55条の3)

社会福祉充実計画の内容を変更する場合は, 厚生労働省令で定める軽微な変更を除き, 旭川市の承認が必要。

軽微な変更については, 旭川市への届出が必要。

上記の様式等については, 今後定められる予定。

49

**社会福祉充実計画関係
(国のFAQより)**

- ① 改正法第55条の2の規定は, 平成29年4月1日から施行され, 当該規定においては, 当該会計年度の前会計年度に係る資産の状況を計算することとされている。したがって, 平成29年度の前年度, つまり平成28年度決算から社会福祉充実残額の算定を行う必要がある。その算定の結果, 社会福祉充実残額が生じる場合には, 平成29年6月30日までに所轄庁に対し, 社会福祉充実計画の策定・申請が必要である。(H28.8.22 FAQ 問31)

② (問)

例えば, 5年後に特養を建てたいという計画が提出され, その時点で行政との摺り合わせが何ら行われていないような計画でも認められるのか。

(答)

社会福祉充実計画については, 改正法第55条の2第9項の規定に基づき,

ア 社会福祉充実事業の規模・内容が, 社会福祉充実残額に照らして適切か,

イ 社会福祉事業を行う場合, その規模・内容が事業区域の需給見通しに照らして適切か,

ウ 地域公益事業を行う場合, その規模・内容が事業区域の需要に照らして適切かなどを審査の上, これらが妥当である場合には, 所轄庁は承認を行う。

50

このため、計画の申請段階において、介護保険事業計画等の行政計画等との関係で明らかに実現可能性に乏しい内容でなければ、行政との調整が求められるものではない。(H28.8.22 FAQ 問32)

- ③ 社会福祉充実計画については、法人本部が所在する地域の所轄庁に対して、申請を行う。社会福祉充実事業の実施地域についての制限はなく、社会福祉充実残額の規模などを踏まえ、法人が判断することとなる。(H28.8.22 FAQ 問33)
- ④ 社会福祉充実計画の確認は、法人の監事や業務委託先である公認会計士や税理士でも可能である。(H28.8.22 FAQ 問35)
- ⑤ 複数の社会福祉法人の事業区域等が重なり、社会福祉充実事業の実施に当たって効率性や実効性が乏しい状況となる可能性がある場合には、所轄庁又は社会福祉協議会が広域的な調整を行うことは可能であるとともに、地域協議会の場などを活用することも考えられるが、最終的な事業実施に係る判断は法人が行うべきものであることから、法人の意向や自主性に十分配慮を行うことが必要。(H28.8.22 FAQ 問36)
- ⑥ 社会福祉充実計画に基づき実施する事業について、予測できない財務状況の変化等により、再投下可能な財産が不足する事態となった場合は、改正法55条の4の規定に基づき、社会福祉充実計画を終了する。(H28.8.22 FAQ 問37)

31

社会福祉充実計画のスケジュール (社会福祉事業・公益事業を行う場合)

